

平成 30 年 4 月 11 日

従業員各位

代表理事専務 山崎周二

女性職員のさらなる活躍を目指して

～女性活躍推進法にもとづく新たな「行動計画」について～

平成 28 年 4 月 1 日の女性活躍推進法の施行にともない、本会は、継続的な啓発および女性職員の活躍におけた両立支援制度の整備に取り組んできましたが、この度、平成 30 年度から 3 ケ年の新たな行動計画を届け出ました。

新たな行動計画(抜粋)

期間:平成 30 年4月1日～33 年 3 月31日

目標1:女性活躍推進や両立支援について、本会の研修会の受講者 2,500 名(年間)への周知・説明をおこない、職場の理解を深める。

目標2:総合職新卒採用者に占める女性割合を30%以上とする。

目標3:職員の復職(ジョブリターン)制度を導入し、利用促進をはかる。

また、制度の有効活用を行うために、職場の理解を一層深めることが必要なことから、本会の行動計画および両立支援制度の内容を紹介したハンドブックを全農ポータルサイトの「お知らせ」に掲載します。

今後、本会として、女性はもとより各従業員一人ひとりが最大限の能力を発揮し、活躍できる制度や職場環境づくりについて、積極的に取り組みを進めていきます。

皆さん、女性の輝く職場を一緒に作っていきましょう。

以 上

【両立支援制度の概要】

本会では、従業員の仕事と家庭(育児・介護など)との両立を支援することを目的に、休業制度の導入や勤務時間の短縮など、従業員が働き続けやすい職場環境を整備しています。以下は主な内容です。

～家庭と仕事の両立支援ハンドブックより抜粋～

○育児休業

満1歳までの子を育児する期間、保育所に入所できない場合は2歳に達するまでの間で延長可能

○育児時間

子が満1歳に達するまで、1日に2回、1回につき30分

○育児短時間勤務

子が小学校3年次を修了する年度の3月31日まで、1日に3回、1回につき30分

○介護休業

対象家族1人につき、通算365日以内(営業日換算)

○介護短時間勤務

対象家族1人につき、制度利用開始から3年間
(1日に3回、1回につき30分)

○介護休暇

1年に5日以内

○ジョブリターン制度(平成30年3月31日新規制定)

本会を自己都合により退職した職員が、本人の希望により復職できる制度
(対象者:新卒入会で勤続3年以上、退職日の翌々日から3年以内)